

財務省第11入札等監視委員会

平成27年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年6月23日(木) 四国財務局第二会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 岡林 正文 (公認会計士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授)	
審議対象期間	平成28年1月1日(金)～平成28年3月31日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：高松国税総合庁舎階段室及び廊下改修工事 契約相手方：株式会社山装(法人番号3500001004203) 契約金額：24,732,000円 契約締結日：平成27年9月25日 担当部局：高松国税局
		契約件名：平成27年度合同宿舍久米住宅1号棟ほか3棟浄化槽清掃業務一式 契約相手方：拓南興業有限公司(法人番号8500002004214) 契約金額：1,568,880円 契約締結日：平成28年2月10日 担当部局：四国財務局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：平成27年度 再生P P C用紙の購入 契約相手方：株式会社榊紙店(法人番号7470001001613) 契約金額：21,439,103円 契約締結日：平成27年4月1日 担当部局：高松国税局
		契約件名：平成27年度四国財務局物品(防災用備蓄品)購入契約 契約相手方：増田薬品株式会社(法人番号3470001003778) 契約金額：1,776,995円 契約締結日：平成28年2月5日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(公共工事)の「平成27年度合同宿舍久米住宅1号棟ほか3棟浄化槽清掃業務一式」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「平成27年度 再生P P C用紙の購入」 契約相手方：株式会社榊紙店（法人番号7470001001613） 契約金額：21,439,103円 契約締結日：平成27年4月1日 担当部局：高松国税局</p> <p>官報で公告を行っている意義は。</p> <p>各財務事務所へは直送しているが、なぜ税務署へは直送しないのか。</p> <p>ターミナルへの納品について、納入数量のチェックはどのように行うのか。</p> <p>予定価格の積算について、精通者4者から参考見積りを徴しているが、それが応札業者である場合もあるのか。</p> <p>この調達には財務局及び国税局の四国4県すべてのP P C用紙の購入だが、四国4県すべてとしているのはスケールメリットを考えてのことか。 また、他の官庁との共同調達は考えているのか。</p>	<p>「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定により、予定価格が1,300万円以上の物品の購入については日本語及び英語により官報公告を行うことになっている。</p> <p>各税務署への納品については、国税局が契約する運送業者のターミナルにまとめて納品し、そこで仕分けの後に各税務署へ配送している。</p> <p>これは、税務署の納品数量について、大規模署（徳島、松山、高知）は、1回の納品数量が1署あたりおよそ200～300箱あり、P P C用紙納入業者では配送まで対応しきれないため、このような形になっている。</p> <p>仮に、納入業者による直送となると、発送代金が増加されるため、コスト的にも割高になってしまうと考えられる。</p> <p>まず、ターミナルに納品された際に納入数量の確認をする。</p> <p>次に、ターミナルに納品されたP P C用紙はすべて各税務署に納品されるため、各税務署に納品された際に各税務署でも納入数量の確認をする。</p> <p>最後に、請求書と受取側の検収書で納入数量の確認をし、合致していれば支払いを行う。</p> <p>参考見積りを徴した者が応札する場合もある。</p> <p>財務局と国税局をまとめて共同調達しているのは、スケールメリットと調達事務の効率化を考えてのことである。</p> <p>なお、他の官庁との共同調達については、どこも共同調達するかどうかだけでなく、対象品目も含めて検討している。</p>

【案件2】

「平成27年度 四国財務局物品（防災用備蓄品）購入契約」
契約相手方：増田薬品株式会社（法人番号8500002004214）
契約金額：1,776,995円
契約締結日：平成28年2月5日
担当部局：四国財務局

本省から、どのような備蓄品を購入するかについて指示はあるか。

落札率が低いことについては、競争原理が働いたとのことであるが、原因については分析されているのか。

マニュアルが改定されての対応とのことであるが、マニュアルには「首都直下型地震における被害想定や…」とされており、四国では南海地震等が想定されていることから、緊急参集要員の備蓄量を増やすなど、四国の状況に合わせたものにしていく必要もあるのではないかと。

【案件3】

「高松国税総合庁舎階段室及び廊下改修工事」
契約相手方：株式会社山装（法人番号3500001004203）
契約金額：24,732,000円
契約締結日：平成27年9月25日
担当部局：高松国税局

入札金額に幅があるのはなぜか。

工事の概要（材料等）については、専門業者ならば仕様書を見れば分かるものなのか。

今回は現場が高松市の工事であるが、松山市の業者が落札しているのはなぜか。

特段の指示はなく、当方において一般的と思われるものを購入している。

他局の状況を確認したところ、同程度の率になっている。今回の入札でも高いところでは78%であり、落札業者が頑張ったのではないかと考える。

直近の熊本の地震などの状況を見ながら対応していく必要があると考えている。

物品購入の場合であれば、金額はある程度一定しているが、工事については、業者によって材料の調達や協力会社との関係等で工事の得意・不得意もあり、入札金額に幅があるものと思われる。

「公共建築改修工事標準仕様書」に公共建築工事に使用する材料は定められており、専門業者であればその仕様書と今回の仕様書を見れば分かるようになっている。

落札業者は元々、内装工事の専門業者であり、材料を安価に調達できることや協力会社もノウハウを持っており、外注費を比較的安く抑えられることなどが要因ではないかと思われる。

【案件4】

「第27年度 合同宿舎久米住宅1号棟ほか3棟浄化槽清掃業務」

契約相手方：拓南興業有限会社（法人番号3470001003778）

契約金額：1,568,880円

契約締結日：平成28年2月10日

担当部局：四国財務局松山財務事務所

1者入札となった要因については説明いただいたが、市の許可を得ている業者というのは何者あるのか。

1者入札となった要因はいろいろとあると思うが、工事期間について2週間あれば十分との聞き取りを行ったとのことであるが、結果的に20日間の工期とし、2月末までとしたのは何故か。

売却財産は、古い建物であるので、むしろ更地にした方が売れやすいのではないか。

15者の登録がある。

当宿舎は、削減計画により廃止される宿舎で早期売却が求められており、行政財産の用途を廃止し、普通財産に変更したうえで、3月末までに引継ぎを行う必要があることから、引継ぎの事務処理期間を考慮し、2月末までの工期としたものである。

削減計画により廃止される宿舎は、東日本大震災の復興財源とするため、全国的な取り決めにより、一日でも早く処分するために、予算要求や建物解体に日数をかけることなく、建物を残したまま早期処分を行うこととしている。